

「電気工作物に瑕疵があるとされた事例」

徳本， 鎮
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1481>

出版情報：法政研究. 31 (2), pp.51-62, 1964-12-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



「電気工作物に瑕疵があるとされた事例」

徳 本 鎮

昭和三七年一月八日第一小法廷判決最高裁民集第一六卷第一一号二二一六頁——棄却

〔判決要旨〕三五〇〇ボルト以下の高压架空送電線のゴム被覆が破損していたため感電事故が生じた場合、行政上の取締規定からは右電線にゴム被覆を用いることが必要でなく、また、終戦後の国内物資の欠乏からその電力会社管下の破損したゴム被覆変圧送電線を全部完全なものに取り替えることは極めて困難な状況にあっても、事故現場の電線の修補をすることが絶対不可能でないかぎりには、右送電線を所有する電力会社は、右事故によって生じた損害を賠償する責任がある。

〔事実〕訴外A建設株式会社は、訴外B銀行支店から、同支店建物の外廓全部のセメント上塗り工事を請負い、訴外C、Dを現場監督として当該工事を完成させた。そして、工事終了にともなって、当該工事のために設けられ足場を除去しようとしたところ、従業員の過失によって足場用の丸太を倒し、その丸太がY電力会社（被告・控訴人・上告人）の架設・所有にかかわる高压送電線三本の内の一本に寄りかかり、しかも、その送電線と中央の送電線が古くなって弛緩していたため、接触してショートを引き起こし、中央の線が切れて一端が地上に落下し、附近にあった自転車を

介してX¹（原告・被控訴人・被上告人）の体に触れて感電負傷させるとともに、X²（原告・被控訴人・被上告人）の母Cを感電死させた。B銀行は、X¹X²に二十万づつ支払って和解したが、Y電力会社は拒否したため、X（X¹・X²）側は、Y電力会社の電気工作物の瑕疵に基づく損害賠償として、X¹は百十二万円の損害金並びに慰籍料支払を、またX²は五十万円の慰籍料支払を、それぞれY電力会社に請求するに至った。これに対してY電力会社は、（1）Y電力会社の電気施設には瑕疵のなかったこと、（2）Y電力会社使用人の停電措置には過失のなかったこと、および（3）本件事故が訴外A建設会社の重過失に基づくことなどの諸点を答弁して、Xの請求は、これを棄却する旨の判決を求めた。

一審では、Y電力会社の電気工作物に瑕疵があったこと、および行政法規によって被覆線たることが要求されないというだけでは免責されない旨を判示して、X¹については計六十八万円の支払を、そしてX²については五万円の支払を、それぞれ認めた。これを不服とするY電力会社は、さらに控訴をしたが、二審も一審判決を支持してX勝訴の判決を与えた。その理由の要約は次のとおりである。

事故現場は国道上であって道路をはさんで人家が立ち並び市街地を形成し、人の往来があるのだから、人家に近接して三三〇〇ボルトの高圧送電線を架設するときは本件のように外力が架線に加えられ電線が互に接触する機会がないものとはいえないし、それが裸線であれば継続的接触の際は一分以内で熔断するのであるから、このような場所には危険防止の立場から完全な絶縁被覆線を架設することを要するものといわねばならない。したがってY電力会社の電気工作物の設置・保存の瑕疵も事故の一因と見なければならぬ。そして、Y電力会社のように一般社会人の生命・財産に極めて危険の多い近代的企業設備をもって独占的に電気事業を行なっているものは右危険の防止に万全の配慮をしなければならぬことはもちろんであるから、本件事故を起した高圧送電線に対する保全設備にしても、右電

電気工作物に瑕疵があるとされた事例（徳本）

線の断線が高圧電流の流出により瞬間的に人体・財産に甚大の危害を及ぼすものである以上、その断線事故に対して瞬時ないし極めて短かい時間において自動的に電流遮断するものでなければ、よく危険防止の目的を達し得ないわけである。しかし、当時の変電所に置かれた検漏器は極めて旧式のものであり、したがって右変電所の工作物は不完全であり、その設置・保存に瑕疵があったと見るのが相当である。さらに、高圧送電線および右保安施設は、旧電気工作物規定に違反するものでなく、また、右高圧送電線を全部完全な被覆縁絶電線に取り換えることは、当時の資材および経済の点からいって極めて困難な状態にあったことは察知される。しかし、工作物の設置保存に瑕疵があるかどうかは、その物が本来備えているべき性質や設備を欠いているかどうかによって客観的に判定すべきものであるから、本来完全であるべき絶縁被覆線が被覆の古損により裸線同様となっている以上、また本来断線事故に対し極めて短時間で動作すべき電流遮断の保安装置が、そのように動作できないものである以上、右各工作物がもとも電気事業の監督官庁である通商産業省が、その監督のため制定した取締規定たる右電気工作物規程に準拠したからといってまたY電力会社が高圧送電線の架設に際し当時としてなしうるだけのことをしたからといって、あるいは工作物の設置・保存に過失がないとはいえるかもしれないが、しかし、本件においてはY電力会社は右各工作物の所有者であるから右過失の有無は問題となり得ず、したがってまた、右各工作物に瑕疵がないとはいえないわけである。右電気工作物規定は保安上遵守すべき最低基準を示したに過ぎないものと解すべく、右規定に違反しないからといって民事上の免責事由とはならない。以上の理由から、よって本件控訴は棄却する。

〔上告理由〕第一点（一部省略）民法第七百十七条に所謂『工作物の設置または保存に瑕疵』あるかどうかは特定の工作物がその種の工作物として通常備うべき安全性に欠けているところがかかるかどうかによって決定せらるべきであるがその要求される安全性は特定の時代における科学及び経済の範囲においてのものであり、その時代における科

学及び経済の限界を超えたものを要求するものと解すべきでないことは謂うを俟たないところである。蓋しある特定の時代における科学及び経済の限界を超える安全性を工作物の設置保存に要求することは工作物の所有者に対し不可能を強いる結果となるからである。例えばゴム絶縁電線を使用することが高圧架空電線として最も安全性に富むものであっても未だゴム絶縁電線の存在しない時代もしくは存在していてもその生産される量が極めて僅少でわが国における高圧架空電線の総延長の一パーセントにも足らない時代において電気事業者に対し高圧架空電線の総てをゴム絶縁電線を以て張り替えることを要求するようなものでこのようなことを要求することは電気事業者に対し全く不可能なことを強いるものと謂うのほかなくこのような時代においてはゴム絶縁電線でなくともその時代において科学的に最も安全率が高く且つ経済的に入手の可能なものを科学的に最も安全な方法で高圧架空電線として使用した場合には高圧架空電線として通常備うべき安全性に欠けるところがなく高圧架空電線の設置または保存に瑕疵がないものと謂わなければならないのである。

果して然りとするならば本件事故発生時における本件二百五十五号柱と二百五十六柱間の本件高圧架空電線は本件事故発生時における科学及び経済の限界内においてこの種の電気工作物として通常備うべき安全性に欠けているところがなかったものと謂うべく民法第七百十七条に所謂『工作物の設置または保存に瑕疵』がなかったものと謂わなければならないのである。従ってこの点につき『原審における昭和二十五年十月三日施行の検証の結果に原裁判所の証拠保全手続における証人Eの証言と検証の結果を総合すると右事故発生当時における前示三本の高圧送電線を含む事故現場附近一帯の高圧送電線の状態は電線の被覆物がひどく古損し各所においてその被覆物が電線から剝離垂下していたことが推認できる。一方原審証人F、当審証人G、Hの各証言（いずれも第一回）、原審における鑑定人Eの鑑定の結果によると本件高圧送電線は五ミリメートルの硬銅線で当時三千三百ボルトの高圧電気が送電されていたもので

電気工作物に瑕疵があるとされた事例（徳本）

あるところ前記の断線は丸太が寄り掛ったため直接起った機械的断線ではなくて右電線の被覆物が前記のように不完全であったため電線が接触したとき絶縁不良から短絡電流が流れ熔断を来たしたものであるいは短絡電流のため電線が熔け電線断面積が小となって張力のため切断したものであって若し完全なゴム絶縁被覆線であれば接触してもかような断線が起らなかつたことを認めることができ右認定を動すに足る証拠はない。そして前記検証及び原審における昭和二十五年十月一日、二日施行の検証の結果並びに前記鑑定の結果によれば事故現場は国道上であつて道路をはさんで人家が立ち並び市街地を形成し人の往来があるのであるから人家に近接して三、三〇〇ボルトの高圧送電線を架設するときは本件のように外力が架線に加えられ電線が互に接触する機会がないものとはいえないしそれが裸線であれば継続的接触の際は一分以内で熔断するのであるからこのような場所には危険防止の立場から完全な絶縁被覆線を架設することを要するものといわねばならない。そうすると本件事故は前示丸太を倒した A 建設の従業員の過失行為がその原因の一つをなしたことは勿論であるがまた Y 配電の送電施設すなわち工作物の設置、保存に瑕疵があったこともその一原因であると思ふべきではない以上認定を覆すに足る証拠はない（中略）本件送電線の架設（中略）が旧電気工作物規程に照して違反のないものであることが認められた、当審証人 I、J の各証言によれば本件事故発生当時右 Y 配電管の市街地における三、三〇〇ボルト高圧送電線を全部完全な被覆絶縁電線に取り換えることは資材及び経済の点からいって極めて困難な状態にあつたことが察知できる。しかしながら工作物の設置保存に瑕疵があるかどうかはその物が本来備えているべき性質や設備を欠いているかどうかによって客観的に判定すべきものであるから本来完全であるべき絶縁被覆電線の古損により裸線同様となっている以上右工作物がもとと電気工業の監督官庁である通商産業省がその監督のため制定した取締規定たる右電気工作物規程に準拠したからといつてまた Y 配電が高圧送電線の架設に当時としてなし得るだけのことをしていたからといつてあるいは工作物の設置保存に過失がない

といえるかもしれないけれども（本件においてはY配電は右各工作物の所有者であるから右過失の有無は問題とならない）それに瑕疵がないということはできない。右電気工作物規程は保安上遵守すべき最低基準を示したに過ぎないものと解すべく右規程に違反しないからといって民事上の負責事由とはならない」と判示し原審における上告人の前記主張を排斥した原判決は民法第七百七十七条の解釈適用を誤った違法がありその誤は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから破毀を免れないものと思料する。（他の上告理由については省略。）

〔判決理由〕 原判決は、本件事故現場である市街地に上告会社の被承継人Y配電株式会社が施設し所有していた本件高压架空送電線（五耗のゴム被覆硬銅線）のゴム被覆がひどく古損し、各所においてその被覆物が電線から剝離垂下している状況であったが、このゴム被覆の破損が本件事故の一因となった事実を確定したものである。ところで昭和七年一月二一日逓信省令五三号電気工作物規程四二条、五四条によれば、市街地に施設する高压架空送電線は第三種絶縁電線を使用するか、第一種若しくは、第二種電線るときは五耗の硬銅線またはこれと同等以上の強さ及び太さを有するものを使用すべきところ、戦時中の物資の需給調整その他の事由により右電気工作物規程によることのできない場合のため、特に制定された昭和一四年一月一九日逓信省令一号電気工作物臨時特例一条により、一定の設置規程の下に五耗の裸硬銅線またはこれと同等以上の強さ及び太さを有するものを使用を許されるに至ったものであって、本件事故当時は右規定が適用されていたから、五耗の硬銅線である本件送電線がたとえゴム被覆がなくても当時の取締規定に違反しないものであることは、所論のとおりである。しかしながら、行政上の取締規定に違反しないという一事をもって、民法七一条一項の規定による所有者の賠償責任を免がれることはできない。また、以上の取締規定の変遷に徴すれば、市街地においては、本件のような事故を防止するため、三五〇〇ボルト以下の高圧架空送電線にゴム被覆電線を使用することが裸線を使用することよりも本来望ましいものといふべく、現に本件事故現場

においてもゴム被覆電線が架設せられていたのであるが、本件事故当時は終戦後の物資の乏しい時代であったので、前記会社管下にある破損したゴム被覆高圧送電線を全部完全なものに取り替えることは資材および経済の点からいって極めて困難な状況にあったにしても、本件事故現場の電線の修補をすること自体が科学及び経済の許す範囲を超えて不可能なものであったとは認められないのみならず、修補の困難ということもまた所有者の前記賠償を免責せしめる事由とはならない。以上の判示と同趣旨の判断にもとづいて、上告人の賠償責任を認めた原判決には所論の違法はなく、論旨は採用できない。（他の判決理由については省略）

〔参照条文〕 民法第七一七条

〔批評〕 本判決の結論については賛成であるが、しかし、かかる結論を導く前提として採用している民法七一一七条の解釈については、多少の疑問が残るように思われる。

そこで、まず、本判決の特徴であるが、本判決は感電事故に対し、「三五〇〇ボルト以下の高圧架空送電線のゴム被覆が破損していたため感電事故が生じた場合、行政上の取締規定からは右電線にゴム被覆を用いることが必要でなく、また、終戦後の国内物資の欠乏からその電力会社管下の破損したゴム被覆高圧送電線を全部完全なものに取り替えることは極めて困難な状況にあっても、事故現場の電線の修補をすることが絶対不可能でないかぎり、右送電線を所有する電力会社は、右事故によって生じた損害を賠償する責任がある」として、原審同様に本判決が民法七一一七条の、いわゆる工作物責任に該当することを認容している。高圧電線が民法七一一七条の工作物となることについては先例がないわけではないが、（たとえば大判昭和十二年七月一七日法律新聞四一七二号一五頁）、しかし、この種の損害にあっては、本判決第一審の争点からも理解されるようにその大部分が電気事業者の過失行為と競合する場合が多く、したがって、従来、そして特に大審院判例においては、感電事故については、民法七一一七条よりも、むしろ民法七〇九条の適用を認める先例の方が

多かつたわけである。(たとえば、大判大正七年一月一八日法律新聞一四九八号一七頁、大判昭和六年一月二〇日法律新聞三三四五号一二頁、大判昭和五年一月二二日法律新聞四六四二号一二頁など)これに対し、下級審判決は、一般に民法七一七条の適用を認める場合が多く、そして、近時、特にその傾向が強いといえよう。(たとえば東京地判昭和十五年一月二八日法律新聞四六七六号六頁、東京高判昭和三年二月二八日高裁民集九卷三三〇頁、千葉地判昭和三十一年一月二三日不法行為下級民集一号七五八頁、宮崎地判昭和二年六月二五日下級民集八卷六号一五四頁など)もちろん、本判決の一、二審判決も、その例外ではない(仙台高判昭和三十三年二月一〇日下級民集九卷二二二頁)。

学説においては、民法七一七条の工作物責任は、これを一種の危険責任に基づく無過失責任と見るのが通説といつてよく(たとえば我妻・事務管理・不当利得・不法行(新法学全集)一七九頁、末川「土地の工作物による損害の賠償責任」(権利濫用の研究所収)二三〇頁、加藤・不法行為(法律学全集)二〇頁など。ただ石本「抽象的違法行為概念の構想」(末川先生還暦記念論文集所収)六二頁は、抽象的)、したがって、特に本件のような事業災害に対しては、民法七一七条の工作物責任の意義を重視して、できるだけ、その適用場面を広く解そうとし、その意味では、感電事故についても、むしろ下級審判決のような立場を支持するところとなっている。感電事故をめぐる、このような従来の判例・学説の傾向を眺める場合、本判決が感電事故に対し、直接に民法七一七条の適用を問題とし、また、本件事案が同条の要件を満足するものとして、電気事業者に工作物責任を認められたことは、電気事業災害、殊に感電事故をめぐる今後の裁判所の在り方を示すものとして、十分、注目されてよいことである。

このように、本判決をめぐっては大いに注目されるべき点があるわけであるが、しかし、反面、本判決については次のような疑問点もないわけではない。すなわち、本判決は、結論として電気事業者の工作物責任を肯定するのであるが、しかし、その法律構成については、すでに見られるように、「行政上の取締規定からは右電線にゴム被覆を用いることが必要でなく、また、終戦後の国内物資の欠乏からその電力会社管下の破損したゴム被覆高圧送電線を全部完全なものに取り替えることは極めて困難な状況にあっても、事故現場の電線の修補をすることが絶対不可能でないかぎ

電気工作物に瑕疵があるとされた事例（徳本）

りは、右送電線を所有する電力会社は、右事故によって生じた損害を賠償する責任がある」とするのである。したがって、このことは、一方においては、行政上の取締規定に従ったからといって、感電事故に対する電気事業者の工作物責任の成立を阻止するものではないことを意味するとともに、他方では、もし科学技術的ないし経済的理由によって事故現場の送電線の修補が不可能な場合には、右工作物責任の成立を阻止しうる場合のあることを意味しているわけである。そこで問題となる点は、右の前段の点はともかくとして、後段のように必ずしも不可抗力とはいい難いような理由によって免責を認めることとなる理論が果して民法七一七条の工作物責任についての正しい理論とにいいうるであらうか、ということである。そして、特に本事案のように工作物の占有者ではなくて所有者が対象となっている場合には、なおさら、そのような疑問が提出されるわけでもある。すでに一言するように民法七一七条の工作物責任は危険責任を根拠とする無過失責任と解するのが従来の通説である。もっとも無過失責任といっても、占有者には免責事由が認められ（七一七条一項但書）、また、同条は「土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵」あることを要件としているので、そのかぎりでは完全な無過失責任とはいえないわけである（加藤・前掲書一九六頁、石本「民法第七一七条の」）。しかし、その場合の瑕疵は、なんら占有者・所有者の故意・過失に基づくことを必要とせず、もっぱら客観的に評価されるものと考えられており（我妻・前掲書一八三頁、加藤・前掲書一九六頁各参照）、したがって要件としての瑕疵を前提とすれば、同条の、そして特に所有者の工作物責任は、民法で認められる唯一の無過失責任ともいってよく、したがってまた、各事業災害をめぐって無過失賠償制度の整備されていないわが国の現状においては、同条の工作物責任が、きわめて重要な意義をもつことは、ここで改めて指摘する必要もないところであろう（特に、この点を強調するものとしては、たとえば我妻・前掲書一八一頁、末川「土地の工作物による損害の賠償責任」（権利濫用の研究）口・植林・損害賠償法概説一六〇頁など）。それゆえ、学説においては、一方では、つとめて「土地ノ工作物」の範囲を広

義に解そうとすることはもちろんであるが、他方、本判決と直接関係する免責についても、これをできるだけ制限しようとして試みていることは当然である。そして、工作物責任の免責については、占有者の場合を外除すれば一般に不可抗力の場合のみとするのが学説の立場であり、しかも、その不可抗力と思えるような場合ですら、もし、当該工作物の瑕疵が損害の発生ないし拡大の一因をなしていれば、やはり免責は認められないものと解されている（たとえば、書一八四頁、加藤・前掲書一九七頁、戒能・債権各論四八六頁など、）。したがってまた、工作物の瑕疵と被害者ないし第三者なお東京地判昭和十五年二月二十八日法律新聞六四七六号六頁参照。）。

の過失が競合するような場合にも、過失相殺（七二二）や責任分担（七一）の問題は起り得ても、工作物責任の免責され得ないことはいうまでもなく、この点は、すでに判例によっても認められているところといえよう（大判大正七年五月二十九日民録二四輯九三頁）。

ただ、この点に関連して、本件と同様に同じ電気事業災害でありながら漏電失火の場合には、工作物の瑕疵をめぐって、さらに電気事業者の重過失ということが問題とされる場合があるが、しかし、これは、主として失火責任法の趣旨を特に重視せんがためであって（大判昭和七年四月一日民集一一卷六〇九頁、大判昭和八年五月一日民集一二卷一一七八頁、判民昭和七年五一事件末延評釈、判民昭和八年八六事件川島評釈、加藤・前掲書一九八頁各参照）、したがって、学説のなかには、漏電失火の場合ですら、もっぱら工作物責任のみの適用を主張する立場も決して少なくないわけである（たとえば我妻・前掲書一四頁、谷口・植林・前掲書一六四頁など）。

そこで、以上のように考えてくると、過失責任の場合や（七〇）、また、たとえば工作物責任の場合であっても、対象が占有者であるとか、あるいは漏電失火の場合などであればともかく、本件のように工作物所有者を対象とし、しかも事故の態様が感電事故である場合に、前掲本判決の要旨に示されるような免責についての理論は、少なくとも事業災害に対する工作物責任という観点からは、やはり疑問視せざる得ないわけである。本来、事業災害に対して無過失責任が認められるのは、結果発生防止が技術的・経済的に期待しがたく、また、その意味で不可避的損害を発生せ

電気工作物に瑕疵があるとされた事例（徳本）

しめることとなる企業の危険性に、その根拠があるともいいうるわけである（拙稿「鈹害賠償責任の一考察」（九州大学法学部創立三十周年記念論文集所収）四七九頁以下）。したがって、その場合の免責は、少なくとも、ただ結果発生防止が技術的・経済的に期待しがたいというところだけでは認められないわけで、すでに見られるように、不可抗力ないしは、それと同一視すべき事情（原賠法三条一項但書、鈹業法一三）のもとにおいてのみ、ようやく可能となるのである。その意味では下級審判決ではあるが、鉄道踏切設備の設置の瑕疵につき、期待可能性の理論は採用されないとした事例があるが、十分、注目されてよいことと思われる（東京高判昭和三〇年二月二三日）。したがってまた、本判決要旨に見られる科学技術的ないし経済的理由による免責の可能性も、それ自体に実質的意味があるのではなく、それは、ただ責任の成立を導くための単なる技術的仮定として理解されるべきであり、また、そのように理解されることによって本判決は、はじめて正当性をもちうるともいいうるわけである（本判決については、棒「電気工作物に瑕疵がある」とれ）。（さた事例」民商四九卷二号二〇九頁の判例批評がある）。